

労働安全衛生法に基づく規則が改正されました

貨物自動車による荷役作業を行うみなさま

○貨物自動車からの荷積卸し作業を行うときに、**昇降設備の設置**及び**保護帽の着用**が義務付けられる貨物自動車の範囲が拡大されました

(5 t 以上→2 t 以上) ※一部車種を除く

○貨物自動車のテールゲートリフターの操作の業務を行う場合は、**特別教育**が義務付けられました



トピックス

アーク溶接作業を行う事業主のみなさま

○金属アーク溶接等作業については、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされていましたが、

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとなります。

(施行日 令和6年1月1日)



令和5年の労働災害発生状況(4月末現在速報値・統計表は別途掲載)

死亡災害0件(前年比▲2)、死傷災害148件(同+22)⇒前年を上回る発生状況

注意

- 第三次産業で災害がさらに増加、その他業種(製造、建設等)は微減
- 接客娯楽業において対前年比倍増(客足増加、人手不足による繁忙背景?)
- 保健衛生業、特に社会福祉施設で依然増加続く(新型コロナウイルス感染症含む)

業種全般において転倒災害が多発しており、全災害の30%以上を占めています。**職場内の障害物や段差等のつまずき、足を滑らせたの転倒**によるものが大半を占めています。今一度、転倒の危険がないか点検をお願いします!

速報 ゴルフ場で枯木の伐採作業中の災害が連続して発生

いわき市内のゴルフ場において、立ち枯れの木をチェーンソーで伐倒する作業中、**受口(伐倒方向を確実にするために伐倒木に入れる切れ込み)の取り方が悪かったため伐倒木が思わぬ方向に倒れるという災害が2件立て続けに発生しました。**

1件目: 手押しで倒そうとしたところ自分のほうに倒れてきたので逃げようとしたが、足元のツル等支障物の除去を行っていなかったため、ツルに足を取られて斜面を転がり落ちた。

2件目: 伐倒木が縦裂けを起こし伐倒者の方に倒れ体に激突した。



イメージ図
(職場のあんぜんサイトから引用)

チェーンソーを使用した立木の伐倒作業は、死亡など重大な災害につながる危険な作業です。特別の教育を受けた者が安全に作業する必要があります。法令には、**伐倒作業の安全措置(安衛則第477条ほか)**などが定められています。法令は[中災防HP](#)から引用

いわき労働基準監督署長から

いわき労働基準協会様と連携し、6月(全国安全週間準備月間)に「めひかりパトロール」を実施します。パトロールでは製造業や建設業等の事業所における安全管理への取組事例をお聴きします。

